

「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について」の
一部改正について

資料 6 - 1 「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定
について」の一部改正について

(参考) サイバーセキュリティ戦略本部 名簿

「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について」の一部改正について

〔 令和 3 年 12 月 10 日
内閣総理大臣決定 〕

サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について（平成 27 年 7 月 22 日
内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣」を「経
済安全保障担当大臣及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大
会担当大臣」に改める。

附 則

この決定は、令和 3 年 12 月 14 日から実施する。

「サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について」の一部改正について 新旧対照表
 ○サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について (下線部分は改正部分)

改定案	現 行
<p>サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 27 年 7 月 22 日〕 〔内閣総理大臣決定〕 平成 27 年 10 月 23 日 一 部 改 正 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 正 令和 3 年 9 月 1 日 一 部 改 正 令和 3 年 12 月 14 日 一 部 改 正</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 30 条第 2 項第 7 号のサイバーセキュリティ戦略本部員として、<u>経済安全保障担当大臣及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣</u>を指定する。</p>	<p>サイバーセキュリティ戦略本部の本部員の指定について</p> <p style="text-align: center;">〔平成 27 年 7 月 22 日〕 〔内閣総理大臣決定〕 平成 27 年 10 月 23 日 一 部 改 正 平成 31 年 4 月 1 日 一 部 改 正 令和 3 年 9 月 1 日 一 部 改 正</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 30 条第 2 項第 7 号のサイバーセキュリティ戦略本部員として、<u>東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣</u>を指定する。</p>

サイバーセキュリティ戦略本部 名簿

令和3年12月14日現在

本部長 内閣官房長官

副本部長 サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣

本部長 国家公安委員会委員長

デジタル大臣

総務大臣

外務大臣

経済産業大臣

防衛大臣

経済安全保障担当大臣

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

遠藤 信博 日本電気株式会社取締役会長

後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学学長

田中 孝司 KDDI株式会社代表取締役会長

中谷 和弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授

野原佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

前田 雅英 東京都立大学法学部客員教授

宮澤 栄一 株式会社デジタルハーツホールディングス取締役会長

村井 純 慶應義塾大学教授